災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下「災害等」という。）が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第１条　甲は、災害等が発生した市町村から求めがある場合など、捜索活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、様式１の要請書により、次の各号に掲げる事項を明らかにして、災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害等の状況及び出動を要請する理由
（２）出動を要請する期間
（３）出動を希望する区域
（４）現場指揮者の所属、職・氏名
（５）その他捜索活動に必要な事項

（出動）

第２条　乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。ただし、武力攻撃災害による出動要請に関しては、事前に甲乙協議の上、出動の可否を決定するものとする。

２　乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を様式２により甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害等の種類及び規模等を考慮し、乙の判断により決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第３条　乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害等の現場においては、第１条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

２　この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

３　乙は、前項の捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式３の報告書により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
（２）活動内容及び活動時間
（３）その他必要な事項

（費用の負担）
第４条　第２条第１項の規定に基づく出動に係る費用負担については、別途甲乙協議の上決定するものとする。

（損害賠償）
第５条　この協定に基づく出動または捜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）
第６条　乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して１年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年　４月１６日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　NPO 法人　日本レスキュー協会
　　代表者　理事長

様式１

第　　号
平成　年　月　日

ＮＰＯ法人　日本レスキュー協会
理事長　伊　藤　裕　成　　様

北　海　道　知　事

災害時における災害救助犬の出動に関する要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書第１条に基づき、次のとおり出動を要請します。

災害等の状況及び出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者	所　　属	
	職	
	氏　　名	
	連 絡 先	
その他必要な事項		

北海道総務部危機対策局防災消防課
担　当：防災グループ
連絡先：(代表) 011-231-4111 (内線：22-554)
(直通) 011-204-5008
(ＦＡＸ) 011-231-4314

様式２

平成　年　月　日

北　海　道　知　事　　様

ＮＰＯ法人　日本レスキュー協会
理事長　伊　藤　裕　成

災害時における災害救助犬の出動に関する出動態勢について

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書第２条第２項に基づき、次のとおり出動態勢について連絡します。

出　動 責任者	氏　名	
	連絡先	
出動人員		
災害救助犬の頭数		
出動時間		
現場到着予定時間		
現場までの移動手段		
宿泊予定先		
その他必要な事項		

様式３

平成　年　月　日

北　海　道　知　事　　様

ＮＰＯ法人　日本レスキュー協会
理事長　伊　藤　裕　成

災害時における災害救助犬の出動に関する活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書第３条第３項に基づき、次のとおり活動状況を報告します。

記

１　活動状況等

活動年月日・時間	出動場所	出動部隊	活動内容
平成　年　月　日 時　分から 時　分まで		従事者　人 救助犬　頭 車　両　台	
平成　年　月　日 時　分から 時　分まで		従事者　人 救助犬　頭 車　両　台	
平成　年　月　日 時　分から 時　分まで		従事者　人 救助犬　頭 車　両　台	

２　その他必要な事項

災害時における隊友会の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人隊友会北海道隊友会連合会（以下「乙」という。）は、乙が、大規模な災害等から道民の生命、身体及び財産を守るため行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合、又は市町村から援助の要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

（１）本部等の運営に必要となる情報の収集・整理業務の補助
（２）災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
（３）給水、炊き出しその他の救援活動の補助
（４）避難所の開設及び運営の補助
（５）瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助
（６）物資、資材の運送及び配分の補助
（７）その他、甲が必要と認める業務

（協力の要請等）

第３条　甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

３　乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第４条　甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

２　甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（会員の移動手段）

第５条　甲の要請により乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、原則として乙が手配するものとし、甲は、乙の会員の移動が円滑なものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙による移動手段の手配が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行なうものとする。

（会員の受入）

第６条　甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、直ちに受け入れるとともに、必要な指示を行うものとする。

２　甲は、乙の会員を受け入れたときは、乙に対して速やかに受入の完了を報告するものとする。

（協力のための準備）
第７条　甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告しておくものとする。
２　乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）
第８条　乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償等）
第９条　甲は、要請により協力をした乙の会員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

（平常時の活動）
第10条　甲及び乙は、協力が円滑に行なわれるように、平素から情報交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名（押印）の上、各自その１通を保有する。

平成２１年６月２６日

甲　北海道

北海道知事

乙　社団法人隊友会北海道隊友会連合会

会　　長

災害時における動物救護活動に関する協定書

北海道、札幌市、旭川市、函館市（以下、北海道及び当該３市を「甲」という。）と、社団法人北海道獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、（以下、当該２団体を「乙」という。）は、北海道内において大規模な災害が発生した際（以下「災害時」という。）、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、被災動物救護活動を相互に協力・連携して円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（被災動物救護本部）
第２条　北海道内において大規模な災害が発生した場合、甲は乙に被災状況等の情報を提供し、被害が甚大で被災動物の救護活動において広域的な対応が必要と判断した場合には、速やかに北海道被災動物救護本部（以下「救護本部」という。）を設置する。
２「救護本部」は甲及び乙の団体で構成する。
３「救護本部」の運営等については、本協定書で定めるほか，本協定の記載事項以外の件について，甲と乙で協議して決定する。

（対象動物）
第３条　救護の対象とする動物は、犬及びねこ（以下「被災動物」という。）とする。
２　前項以外の動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

（活動の基本方針）
第４条　乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。
２　災害発生直後の救護活動に必要な経費及び物資等は、別表１の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請することとする。
３　継続的な救護活動に必要な経費及び物資等は、「緊急災害時動物救援本部」及び「救護本部」に寄せられた義援金等で賄うことを原則とする。
４　「救護本部」に寄せられた義援金等は、乙が管理する。
５　被災動物の救護活動において広域的な対応が必要な場合、甲と乙は相互に協力・連携し、速やかに必要な措置を講ずるよう努める。

（活動内容）
第５条　救護本部は、次に掲げる活動を行う。
（１）避難所等に同行避難した被災動物の健康管理
（２）負傷した被災動物の治療・健康管理
（３）飼い主が不明となった被災動物の保護、一時飼育、健康管理、譲渡の斡旋
（４）被災者が飼育困難となった動物の一時保管・健康管理・譲渡の斡旋
（５）関係団体に対する救護活動への協力要請
（６）動物を収容する施設が必要な場合における調整（既存施設を利用する場合の調整を含む）
（７）国及び関係機関からの情報収集、提供
（８）その他

（救護本部会議）
第６条　救護活動期間中、円滑な活動を実施することを目的に、甲と乙は救護本部会議を適宜開催する。

（活動の終了）
第７条　乙は、第５条に規定する救護活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

（活動記録の作成）
第８条　甲及び乙は、救護活動を終了したときは，活動記録を作成し、救護本部会議に報告する。

（救護本部の解散）
第９条　前条に定める活動記録を作成・報告後、「救護本部」を解散する。

（協定に係る連絡窓口）
第10条　この協定の運用に係る連絡窓口は、甲においては北海道環境生活部環境局自然環境課、乙にあっては社団法人北海道獣医師会の事務局とする。

（協定の内容に係る協議）
第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

（協定の期間）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保有することとする。

平成２４年 12 月 21 日

甲　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

北海道知事

甲　北海道札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市長

甲　北海道旭川市６条通９丁目

旭川市長

甲　北海道函館市東雲町４－１３

函館市長

乙　北海道札幌市西区二十四軒４条５丁目９-３

社団法人北海道獣医師会会長

乙　東京都新宿区信濃町８－１

公益社団法人日本愛玩動物協会会長

別表１（第４条第２項関係）　緊急災害時動物救援本部の構成団体

構成団体	所在地
公益財団法人日本動物愛護協会	東京都港区南青山７－８－１ 南青山ファーストビル６Ｆ
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田８－１－８ 中村屋ビル４Ｆ
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町８－１
公益社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山１－１－１ 新青山ビル西館２３Ｆ

災害時及び防災活動に関する協力協定書

北海道（以下、「甲」という。）と、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会（以下、「乙」という。）は、大規模な災害（北海道地域防災計画等で対象とする災害）に際し連携し、迅速かつ円滑な対策活動を行うとともに平常時から協力関係により防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）及び平常時の防災活動において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（平素における協力）

第２条　甲及び乙は、災害時に連携が円滑に行われるよう、平素から次の事項について協力を行うものとする。

(1) 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるものとする。

(2) 甲及び乙は、災害対策活動が円滑に行われるよう、各種情報の共有を図るものとする。

(3) 甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る会議、訓練等の実施を積極的に支援し、かつ、参加するものとする。

(4) 甲及び乙は、災害時の対策活動を円滑にするため、防災関係資機材等の普及推進と保有する品目、数量、集積場所等を通知するものとする。

(5) 甲及び乙は、その他災害対策に必要と認められる事項について、甲乙協議の上協力を行うものとする。

（災害時における連携）

第３条　甲は、災害時において災害対策本部（以下、「本部等」という。）を設置した場合、又は市町村から援助の要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

(1) 本部等の運営に必要となる情報の収集・整理業務の補助

(2) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助

(3) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助

(4) 避難所の開設及び運営の補助

(5) 瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助

(6) 物資、資材の運送及び配分の補助

(7) その他、甲が必要と認める業務

（協力の要請等）

第４条　甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

３　乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第５条　甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

２　甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（会員の移動手段）
第６条　甲の要請により乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、原則として乙が手配するものとし、甲は、乙の会員の移動が円滑なものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙による移　動手段の手配が困難な場合は、甲又は　甲の指定する者が行うものとする。

（会員の受入）
第７条　甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、直ちに受け入れるとともに、必要な指示を行うものとする。
２　甲は、乙の会員を受け入れたときは、乙に対して速やかに受入の完了を報告するものとする。

（協力のための準備）
第８条　乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）
第９条　乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償等）
第10条　甲は、要請により協力をした乙の会員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名の上、各自その１通を保有する。

平成２５年　１　月２３日

甲　北海道

北 海 道 知 事　　高　橋　はるみ

乙　公益社団法人　日本青年会議所北海道地区協議会

会　　長　　渡　辺　泰　弘

災害時における交通誘導業務等に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道警備業協会（以下「乙」という。）は、災害時における交通誘導業務等の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施するため、緊急に必要とする交通誘導その他警備業務の遂行に関する必要な事項を定め、道民生活の安定に寄与することを目的とする。

（業務の内容）

第２条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務（以下「要請業務」という。）は、次のとおりとする。

（１）　災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導業務

（２）　被災地における防犯パトロール、避難所等の警戒活動業務

（３）　その他甲が必要と認める警備業務

（出動要請）

第３条　甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、北海道警察本部長を通じて、乙に出動を要請するものとする。

２　乙は、甲の出動要請がなされた場合、正当な理由のない限りこれに応じなければならない。

（出動警備員の指定）

第４条　要請業務に従事する警備員は、別途北海道警察本部長と乙とが協議して定める者をもって充てるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、当該業務に係る通常の実費用を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第６条　乙は、業務終了後、所定の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（出動警備員の災害補償）

第７条　要請業務に従事した警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者が負担する。

（損害賠償）

第８条　要請業務に従事した警備員が、甲又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者たる警備業者が負担する。

（訓練）

第９条　乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な訓練に努めるものとする。

（細目）

第10条　この協定を実施するために必要な事項について、北海道警察本部長と乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第12条　この協定は、平成１０年１２月１８日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ１通保有する。

平成１０年１２月１８日

甲　北　海　道　知　事　　堀　　達　也

乙　社団法人北海道警備業協会長　堂　前　　勇　吉

災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

北海道警察本部（以下「甲」という。）と社団法人北海道警備業協会（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で締結された「災害時における交通誘導業務等に関する協定」（以下「基本協定」という。）に基づく要請業務の実施の細目について、次のとおり協定する。

（要請の方法）

第１条　基本協定に基づく出動要請をするときは、甲から乙に対し、要請業務の内容、期間及び場所並びに必要な警備員数を示した文書を交付して行うものとする。ただし、急を要するときは、電話等の方法により行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

２　甲は、乙の出動後における具体的業務について、要請業務の実施地域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を通じて、指示するものとする。

（業務の実施）

第２条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請に従い、乙の属する会員（以下「会員」という。）の雇用する警備員を指定の場所に出動させ、要請業務を実施させるものとする。

２　会員は、出動後直ちに現場責任者、出動人員、出動時間等を、署長に報告するものとする。

（業務の解除）

第３条　甲は、要請業務の必要がなくなったときは、乙に対し、要請業務の解除を連絡するものとする。

２　会員は、業務解除後速やかに署長に、出動日、出動時間、業務内容等を報告するものとする。

（出動警備員の資格）

第４条　基本協定に基づく要請業務に従事する警備員は、警備員として２年以上の経験を有し、かつ、当該業務に関する専門的な知識及び技能を有する者とする。

２　会員は、この協定に基づく業務のうち交通誘導警備業務に従事する警備員を出動させる場合は、原則として「警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号）」で定　める検定合格者を充てるものとする。

（出動可能人員の提出）

第５条　乙は、北海道からの要請業務に応じるために、毎年４月末日までに甲に対し出動警備員の出動可能人員を提出するものとする。

（訓練の実施）

第６条　乙は、基本協定に基づく要請業務を円滑に行うために、必要な訓練の実施に努めるものとする。

２　甲は、前項の訓練の実施に当たって、乙に対し必要な指導及び協力をするものとする。

（協議）

第７条　この協定に定る事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成１０年１２月１８日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ１通を保有するものとする。

平成１０年１２月１８日

甲　　北海道警察本部長　　遠　藤　豊　孝

乙　　社団法人北海道警備業協会
会長　堂　前　勇　吉

写

災害時における応急対策業務に関する協定書

北　　海　　道
一般社団法人北海道建設業協会

災害時における応急対策業務に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道建設業協会（以下「乙」という。）は、災害応急対策業務等の実施に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、同法、災害救助法（昭和22年号外法律第118号）及び北海道地域防災計画に基づき災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

(1)　緊急人命救助に伴う障害物等の除去のための業務
(2)　道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
(3)　河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
(4)　緊急パトロール業務
(5)　その他甲が必要と認める緊急応急業務

（要請）

第３条　甲は、業務等のため、乙の会員である地方協会（以下、「地方協会」という。）を構成する企業等が所有する建設資機材及び労力（以下、「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別添様式による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　災害の状況及び業務内容
(2)　応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
(3)　応援を必要とする日時、場所及び期間
(4)　現場責任者
(5)　その他必要な事項

２　乙は、前項の要請を受けたときは、地方協会に対し、協力を指示（要請）するものとする。

３　乙は、通信の不能等により第１項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときは、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

（契約の締結及び経費の支払い）

第４条　第２条の業務に係る経費の支払いについては、要請に基づき業務への従事が決定された所属会員企業と当該会員企業が所属している地方協会と協定を締結している（総合）振興局との間で契約を締結し、その契約に基づいて支払うものとする。

なお、市町村からの依頼に基づき要請した場合の経費負担については、甲において、市町村と協議するものとする。

（損害の負担）
第５条　第２条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）
第６条　この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害情報の提供）
第７条　乙及び乙の地方協会は、諸活動中に把握した災害等の情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡調整員の派遣）
第８条　甲は、第３条の要請にあたり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。
２　乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り災害対策本部等へ連絡調整員を派遣するものとする。

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては北海道総務部危機対策局危機対策課長、乙においては一般社団法人北海道建設業協会業務部業務課長とする。

（細目協定）
第10条　この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、（総合）振興局長と地方協会長の間で別に定めるものとする。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（適用）
第12条　この協定は、締結の日から適用する。
２　平成17年10月31日に締結した「災害時における協力体制に関する基本協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名の上、各自その１通を保有する。

平成25年３月25日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　一般社団法人北海道建設業協会
　　会　　長

別添様式

災害応急業務への協力要請書

1　災害の状況及び業務内容

2　必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員等

車　　種	台　数	人　員	備　　考

3　協力を必要とする日時、場所及び期間

4　その他必要な事項

平成　　年　　月　　日

一般社団法人北海道建設業協会
会　長　　様

北海道知事　高　橋　はるみ

（連絡責任者
北海道○○○○課長）

（道担当者　　所　属　○○○課　　担当者　○○○○　　連絡先　　）

(参考)

細目協定締結先一覧

北海道	地方建設業協会
空知総合振興局	(一社) 空知建設業協会
石狩振興局	(一社) 札幌建設業協会
後志総合振興局	小樽建設協会
胆振総合振興局	(一社) 室蘭建設業協会
日高振興局	(一社) 室蘭建設業協会
渡島総合振興局	(一社) 函館建設業協会
檜山振興局	(一社) 函館建設業協会
上川総合振興局	(一社) 旭川建設業協会
留萌振興局	留萌建設協会
宗谷総合振興局	稚内建設協会
オホーツク総合振興局	網走建設業協会
十勝総合振興局	帯広建設業協会
釧路総合振興局	釧路建設業協会
根室振興局	釧路建設業協会

建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定

北海道建設部長（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道道路標示・標識業協会長（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、道民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第２条　協力内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）情報連絡網の構築・共有
（２）協力実施体制の構築・共有
（３）資機材保有状況の報告
（４）施設の被害状況の把握に係る業務対応
（５）災害応急対策に係る業務対応
（６）その他必要と認める業務対応

（体制）

第３条　前条各号は、建設管理部とその管轄区域内に所在する乙の会員（以下「管内会員」という。）が連携協力し、実施するものとする。

２　甲及び乙は、それぞれの実施機関に対し、この協定に基づく災害時の協力体制を確保するために必要な指導及び助言等を行うものとする。

３　乙は、管内会員を代表して、前条各号に係る建設管理部との連絡調整等を行う会員を指定（以下「指定会員」という。）し、甲及び乙の会員の所在地を管轄する総合振興局又は振興局副局長（建設管理部担当）（以下「振興局等副局長」という。）に通知するものとする。

（報告等）

第４条　振興局等副局長及び指定会員は、第２条第１項第１号及び第２号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、指定会員は、管内会員について整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

２　指定会員は、第２条第１項第３号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、振興局等副局長に報告するものとする。

３　前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第10条に基づき更新となった場合は、その年の４月末までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第５条　振興局等副局長又は出張所長等（建設管理部の出先機関。以下同じ）は、災害時に第２条第１項第１号ないし第３号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、指定会員に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

２　振興局等副局長又は出張所長等は、災害時に第２条第１項第４号ないし第６号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、指定会員に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）
第６条　指定会員は、振興局等副局長から第５条に係る協力要請があった場合には、直ちに、管内会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）
第７条　振興局等副局長は、第５条第２項に係る業務を管内会員に実施させることとした場合には、北海道の関係規定に基づき、遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の協定等との関係）
第８条　甲又は振興局等副局長及び乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。
２　この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（訓練の実施）
第９条　振興局等副局長及び管内会員は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

（有効期限）
第10条　この協定の期間は、締結の日から平成２６年３月３１日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（細目協定）
第11条　この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）
第12条　この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年 ４ 月　１日

甲　北　海　道　建　設　部　長

乙　一般社団法人北海道道路標示・標識業協会長

北海道と地方独立行政法人北海道立総合研究機構との災害時等の緊急時における業務連携に関する協定書

北海道（以下「甲」という）と地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「乙」という。）は、災害時等の緊急対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害、事故等の発生時において、緊急に対応が必要な場合（以下「緊急事態」という。）に関し、甲が求める調査の実施や技術的な協力等を甲と乙が連携して、迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（支援要請）

第２条　甲は、緊急事態の発生に際し、乙に対して必要な情報を付して支援を要請するものとする。

（協力事項）

第３条　乙は、前条に基づき、甲から要請があった場合は、次の事項について協力するものとする。

(1) 緊急事態に係る調査に関すること
(2) 緊急事態に係る人的支援に関すること
(3) 緊急事態に係る知見情報等の提供に関すること
(4) その他双方が必要と認めること

（経費負担）

第４条　前条に規定する事項の実施に要する乙の経費のうち、次の経費については、原則として甲の負担とする。

(1) 当該調査等に係る職員の旅費及び諸手当並びに消耗品費
(2) その他双方が必要と認める経費

（有効期限）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間、この協定は延長されるものとし、以降同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めがない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 22 年 4 月 1 日

甲　北海道

北海道知事

乙　地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長

大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（以下「災害」という。）の発生時に、道内の被災市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「被災市町村等」という。）が行う災害廃棄物の処理等への支援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、北海道内において災害が発生した場合に、被災市町村等が行う災害廃棄物の処理等について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害」とは、地震、風水害、火山災害をいう。

２　この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により発生したがれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類その他の災害に伴って緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（情報の提供）

第３条　甲は、災害が発生したときは、乙に道内の被災、復旧状況等必要な情報を随時提供するものとする。

２　乙は、甲から情報の提供があったときは、甲に災害廃棄物の処理等に関して協力可能な会員情報を提供するものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、被災市町村等が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町村等から応援要請があった場合、乙にその協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去
(2) 災害廃棄物の収集・運搬
(3) 災害廃棄物の処分
(4) 前各号に伴う必要な事業

２　甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は、口頭で協力を要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(1) 市町村名等
(2) 協力内容
(3) その他必要な事項

３　乙は、甲から協力要請があったときは、速やかにその諾否について検討し、その結果を文書により甲に通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第５条　乙は、甲の要請を受諾できる場合は、必要な人員、車両、資機材を乙の会員から調達できるよう調整し、被災市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

２　乙の調整により協力できる会員は、被災市町村等からの要請に基づき災害廃棄物の処理等を行うものとする。

３　乙の会員は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の減量化のため、再利用及び再資源化に配慮した処理等に努めること。

（実施報告）

第６条　乙は、乙の会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(1) 市町村名等

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

（費用の負担）

第７条　第３条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として被災市町村等が負担するものとし、その金額は乙と被災市町村等が協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第８条　第３条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害補償については、乙と被災市町村等が協議するものとする。

（仮置場）

第９条　災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、原則として被災市町村等が確保するものとし、被災市町村等の区域内に確保できない場合は、甲は必要に応じて被災市町村等と関係市町村等との調整が円滑に行われるよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境生活部環境局循環型社会推進課、乙においては協会事務局とする。

（協会員の状況等の報告）

第11条　乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう人員、資機材の確保台数等の状況を毎年４月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができるものとする。

（実施細目）

第12条　この協定を実施するために必要な事項については、別途定めるものとする。

（他被災都府県への応援）

第13条　甲が被災した都府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（この協定にない事項）

第14条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２３年４月１９日

甲　北　海　道
　　北海道知事

乙　社団法人北海道産業廃棄物協会
　　会　　長

大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書実施細目

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき協定を実施するために必要な事項について、次のとおり実施細目を定める。

２　この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

（災害廃棄物）

第２条　協定の対象とする災害廃棄物は、石綿含有廃棄物を含めた災害により発生したがれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず、紙くずとする。なお、それら以外の廃棄物ついては、その都度、被災市町村等と乙が協議するものとする。

２　災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱うものとする。

（事前手続き）

第３条　協定に基づく災害廃棄物の処理等に当たっては、事前に次の各号に示す必要な手続き等を行うものとする。

(1) 甲は、被災市町村等に対して、乙の会員が行う災害廃棄物の処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第６条の２第２項に規定される委託基準により委託するよう助言すること。

(2) 災害廃棄物の処理を産業廃棄物処理施設で行う場合は、それらの設置者は、甲に法第１５条の２の４の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出をすること。

(3) 協定に基づく災害廃棄物の処分の場所が被災市町村等の区域以外の市町村等の区域内にあるときは、甲は、被災市町村等と関係市町村等との調整が円滑に行われるよう努めること。

（要請方法等）

第４条　協定に基づく要請等の手続きは、次の各号に従って行うものとする。

(1) 被災市町村等は、別記様式１により協定第４条第２項各号に掲げる事項を取りまとめ甲に応援を要請する。

(2) 甲は、災害市町村等から通知された別記様式１の内容を確認し、当該通知により乙に協力を要請する。

(3) 乙は、前号の協力要請があった場合は、速やかにその諾否について甲に通知する。

(4) 甲は、乙から前号の通知を受けたときは、その結果を応援要請のあった災害市町村等に連絡する。

(5) 乙は、受諾できる場合は、別記様式２により協力する内容・規模、派遣期間、会員名等を取りまとめ甲に通知する。

(6) 甲は、乙から通知された別記様式２の内容を確認し、当該通知により災害市町村等に通知するとともに、乙の会員の受入に必要な事務を進めるよう指示する。

(実績報告)

第５条　協定第６条で規定する乙が甲に報告する事項は、別記様式３により取りまとめるものとする。

(費用の額)

第６条　乙は、被災市町村等に費用の負担を求めるときは、災害廃棄物の処理等への協力という観点から費用を算定するものとし、協定第７条で規定する被災市町村等と乙との費用の協議に当たっては、乙は可能な限り事前に積算根拠を明確化しておくものとする。

(協議)

第７条　この実施細目の解釈について疑義が生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２３年４月１９日

甲　北　海　道
　　北海道知事

乙　社団法人北海道産業廃棄物協会
　　会　　長

別記様式１（実施細目第４条第１号、第２号関係）

応　援　要　請　書

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　様
（環境生活部環境局循環型社会推進課　あて）

（市町村、組合、連合名）長
（公印不要）

この度の　　において発生している災害廃棄物の処理等に関して、社団法人北海道産業廃棄物協会に応援を要請願います。

協　力　要　請　書

平成　　年　　月　　日

社団法人北海道産業廃棄物協会
会　長　　様

北海道知事
（環境生活部環境局循環型社会推進課）

被災市町村等から応援要請がありましたので、協力内容に沿った災害廃棄物の処理等について、協力を要請します。

市町村名（担当課・TEL・FAX・Eメール）		
協力内容	廃棄物の種類	□がれき類　□木くず　□金属くず　□廃プラ　□がいしくず □石綿含有廃棄物　□その他（　　）
	処理等の種類	□廃棄物の撤去　□廃棄物の収集・運搬　□廃棄物の処分 □その他（　　）
	具体的な方法	□撤　去　量（約　　t）□収集運搬料（約　　t） □中間処理量（□破砕（　　t）□焼却（　　t）□その他（　　t）） □最終処分量（　　t）
その他必要な事項		

別記様式２（実施細目第４条第５号、第６号関係）

協　力　通　知　書

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　様
（環境生活部環境局循環型社会推進課行き）

社団法人北海道産業廃棄物協会
会　長

平成　　年　　月　　日付けで協力要請のありました被災市町村等への協力内容等について、通知します。

応　援　通　知　書

平成　　年　　月　　日

（市町村、組合、連合名）長　　様

北海道知事　　様
（環境生活部環境局循環型社会推進課）

平成　　年　　年　　月付け応援要請に対して、社団法人北海道産業廃棄物協会から協力内容等について、通知がありましたので、同協会員が円滑に協力できるよう事務を進めてください。

市町村名			派遣予定期間	平成　年　月　日～　月　日
協力内容	処理可能な廃棄物の種類	□がれき類　□木くず　□金属くず　□廃プラ　□が陶くず □石綿含有廃棄物　□その他（　　）		
	協力可能な処理等の区分	□撤去　□収集・運搬　□中間処理（　　） □最終処分（　　）□その他（　　）		
	使用可能機材	□撤去機材（　　台）□収運車両（　　台） □中間処理（□破砕　□焼却　□その他（　　）） □最終処分（□安定型　□管理型）		
その他	協力会員等	氏名・名称　　（延　　人）		
	留意事項			

別記様式３（実施細目第５条関係）

実　績　報　告　書

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　様
（環境生活部環境局循環型社会推進課行き）

社団法人北海道産業廃棄物協会
会　長

平成　　年　　月　　日付けで協力要請について、災害廃棄物の処理等を実施したので、報告します。

市町村名		実施期間	平成　年　月　日～　月　日
実施内容	処理した廃棄物の種類	□がれき類　□木くず　□金属くず　□廃プラ　□が陶くず □石綿含有廃棄物　□その他（　　）
	処理等の区分	□撤去　□収集・運搬　□中間処理（　　） □最終処分（　　）□その他（　　）
	使用機材	□撤去機材（　　台）□収運車両（　　台） □中間処理　□破砕　施設　□焼却　施設 □その他（　　）　施設 □最終処分　□安定型　　箇所　□管理型　　箇所
	処理実績	□撤去量　t □がれき類　t　□木くず　t　□その他　t □収集運搬量　t □がれき類　t　□木くず　t　□金属くず　t □廃プラ　t　□が陶くず　t □石綿含有廃棄物　t　□その他　t □中間処理 □破砕　t　□がれき類　t　□木くず　□廃プラ　t □焼却　t　□木くず　t　□廃プラ　t　□その他　t □その他　t □最終処分　t □安定型　□　t　□　t □管理型　□　t　□　t
その他	参加会員等	氏名・名称　　（延　　人）
	実施した手続き	

災害時における協力体制に関する基本協定

北海道建設部長（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道測量設計業協会長（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、建設部が所管する公共土木施設を管理する建設管理部と乙の会員とが、道民の生命及び財産を守るため、積極的に協力体制を講ずるにあたり、次のとおり基本事項の協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）
第２条　協力内容は、次に掲げるとおりとする。
（１）情報連絡網の構築・共有
（２）協力実施体制の構築・共有
（３）施設の被害状況の把握に係る業務対応
（４）災害応急対策に係る業務対応
（５）その他必要と認める業務対応

（役割）
第３条　乙は、複数の建設管理部にまたがる広範囲の災害が発生した場合、会員を代表して、甲と第２条に係る調整を行うものとする。

（情報連絡網）
第４条　乙は、第２条第１項第１号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有するものとする。

（他の協定等との関係）
第５条　この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）
第６条　この協定の期間は、締結の日から平成２５年３月３１日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３１日

甲　北　海　道　建　設　部　長

乙　一般社団法人北海道測量設計業協会会長

災害時における協力体制に関する基本協定

北海道建設部長（以下「甲」という。）と北海道地質調査業協会理事長（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、建設部が所管する公共土木施設を管理する建設管理部と乙の会員とが、道民の生命及び財産を守るため、積極的に協力体制を講ずるにあたり、次のとおり基本事項の協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）
第２条　協力内容は、次に掲げるとおりとする。
（１）情報連絡網の構築・共有
（２）協力実施体制の構築・共有
（３）施設の被害状況の把握に係る業務対応
（４）災害応急対策に係る業務対応
（５）その他必要と認める業務対応

（役割）
第３条　乙は、複数の建設管理部にまたがる広範囲の災害が発生した場合、会員を代表して、甲と第２条に係る調整を行うものとする。

（情報連絡網）
第４条　乙は、第２条第１項第１号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有するものとする。

（他の協定等との関係）
第５条　この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）
第６条　この協定の期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２７年１月２８日

甲　北海道建設部長

乙　北海道地質調査業協会理事長

土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定書　（例）

（協定の目的）

第１条　毎年道内各地で発生する土砂災害について、土砂災害等の発生に関する情報の提供を通じた警戒避難体制を充実・強化するため、ヤマト運輸株式会社○○主管支店と○○（総合）振興局が相互に協力し、防災体制の一層の強化が図られるよう、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　○○主管支店が管轄する区域のうち、○○（総合）振興局管内に所在するセンターは、本協定に基づき、当該地区を担当する○○（総合）振興局に対し、次の事項について協力を行うものとする。

(1) センターが行う本来業務の範囲内で、土砂災害等の発生を見かけた場合、○○（総合）振興局に通報すること。

（協力の実施）

第３条　協力の実施に当たっては、センターの本来業務に支障のない範囲内で、可能な限り実施するものとする。

（実施期間）

第４条　この協定の有効期間は、締結の日から平成　　年　　月　　日までとする。ただし、有効期間満了の２か月前までに、ヤマト運輸株式会社○○主管支店及び○○（総合）振興局から書面による解約の申出がない場合は、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第５条　この協定に疑義が生じた場合は、ヤマト運輸株式会社○○主管支店及び北海道○○（総合）振興局で協議の上、決定するものとする。

平成　　年　　月　　日

ヤマト運輸株式会社○○主管支店長

北海道○○（総合）振興局長

災害時における協力体制に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道土木コンクリートブロック協会（以下「乙」という。）は、災害応急対策におけるコンクリートブロック資材（以下「資材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害対策基本法に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、同法、災害救助法及び北海道地域防災計画に基づき、甲と乙が相互に協力して、災害応急対策の資材調達に関して、円滑に進め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（乙の協力内容）
第２条　乙及び乙に所属する各地区指定会員（以下「乙の会員」という。）は、災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項について可能な範囲で協力するものとする。
（１）　協力実施体制の構築及び甲に対する情報提供
（２）　供給可能な資材の状況把握及び甲に対する報告
（３）　調達資材の数量及び搬入場所等の確認、並びに現地搬入等の資材調達に係る対応
（４）　その他必要と認める事項
２　乙は、不測の事態に備え、平常時から資材の在庫状況を甲に対して定期的に報告するものとする。

（甲の協力内容）
第３条　甲は、前条の協力が適切に行われるよう、次の事項について協力するものとする。
（１）　被災状況及び交通規制等の情報提供
（２）　資材の搬入等で緊急通行が必要な場合の確認
（３）　その他必要と認める事項

（情報連絡網の整備・報告）
第４条　甲及び乙は、本協定に係る情報連絡網を整備し、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、毎年度当初及び変更があった場合には相手方に報告するものとする。

（他の協定等との関係）
第５条　この協定は、乙又は乙の会員がすでに締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）
第６条　この協定の期間は、締結の日から平成29年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成２９年　１月２７日

甲　北海道
北海道知事　高橋はるみ

乙　一般社団法人　北海道土木コンクリートブロック協会
会　　長　本間大士

災害時における相互協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「乙」という。）は、北海道内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時等に、道民の安全確保を図るために実施する甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請等）
第２条　乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。
２　甲及び乙は、それぞれの職員のうちから連絡責任者を指名し、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。
３　協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）
第３条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。
（１）道民等の安全確保のため、乙の指定する大学施設の一部の一時的避難施設としての提供及び施設の利用（市町村が指定する指定緊急避難場所や指定避難所（以下「避難所等」という。）への避難が被害状況及び天候等により困難な場合の二次的施設としての使用に限る）
（２）大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材を有していない場合を除く）
（３）甲から派遣要請のあった避難所等への乙の学生及び教職員（以下、「学生等」という。）によるボランティアの派遣
（４）その他の協力要請事項

（施設提供期間等）
第４条　前条第１号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（７日間）として被災者が自宅に帰宅または甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。
２　乙から提供された施設の使用上の責任は、甲が負うものとする。
３　甲は、災害等が収束した場合には、乙が早期に使用を再開できるよう配慮するとともに、施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

（学生等のボランティア派遣）
第５条　甲は、災害時等に、避難所等に学生等を派遣する必要があると認めるときは、第３条第３号の規定により、乙に協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、速やかに第３条第３号に規定する活動への参加を希望する学生等のボランティアを募集するものとする。
３　学生等は、甲が指定した避難場所等で施設管理者の指示に従い、受け入れた避難者の生活支援等を行う。

（活動期間）
第６条　第５条に規定する学生等の活動期間は、乙が学生等と協議し決定した期間とする。

（経費の負担）
第７条　第３条の協力に要した経費で甲が必要と認めるものは、甲が負担するものとする。

（損害補償）
第８条　学生等が第５条に規定する活動を行うにあたり、学生等が被った損害への補償は、ボランティア活動保険によるものとする。
２　前項のボランティア活動保険の加入手続きは乙が行うものとし、保険料については、乙が負担する。

（活動報告）
第９条　学生等は、第５条に規定する活動を行った場合は、その実施状況について甲及び乙に報告するものとする。

（平常時の取組）
第１０条　乙は、学生等に対し、日頃より防災意識の向上に努めるとともに、本協定の周知を図るものとする。

（実施細目）
第１１条　本協定に基づく具体的な運用は別途運用要領を定める。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日より１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１ヶ月前までに、甲乙いずれかからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容で、さらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成２９年１２月２０日

（甲）北海道
北海道知事　高橋はるみ

（乙）北海道公立大学法人　札幌医科大学
理事長　髙木奈司

災害時における協力体制に関する基本協定

北海道建設部（以下「甲」という。）と北海道維持管理業務連絡協議会（以下「乙」という。）は災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、道民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条　協力内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）情報連絡網の構築・共有
（２）協力実施体制の構築・共有
（３）施設の被害状況の把握に係る業務対応
（４）災害応急対策に係る業務対応
（５）その他必要と認める業務対応

（役割）

第3条　乙は、災害時において、甲の要請があった場合、地方維持管理業務連絡協議会に対し、第２条に係る協力要請があったことについて通知するものとする。

（情報連絡網）

第4条　乙は、第２条第１項第１号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有するものとする。

（他の協定等との関係）

第5条　この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期間）

第6条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までの期間とし、双方の申し出が無い限り、毎年度更新するものとする。

（細目協定）

第7条　この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、（総合）振興局と地方維持管理業務連絡協議会の間で別に定めるものとする。

（その他）

第8条　この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名の上、各自その１通を保有する。

平成３０年３月２２日

甲　　北海道建設部長

渡邉直樹

乙　　北海道維持管理業務連絡協議会長

倉野伸一

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と市町村（乙１から乙１５０まで）（以下、乙１から乙１５０までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）
第２条　甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。
（１）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
（２）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務
２　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

（復旧支援の実施）
第３条　丙は、第２条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。
２　大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）
第４条　甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）
第５条　丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。
２　丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）
第６条　甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。
２　丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）
第７条　丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。
２　支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）
第８条　甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）
第９条　甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（事務局及び連絡体制）
第 10 条　甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
（１）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。
（２）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部とする。
（３）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
（４）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）
第 11 条　甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
２　前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
３　第１項の合同訓練を実施する場合も、第７条第１項及び第２項を準用する。

（協定の有効期間）
第 12 条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）
第 13 条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。
２　甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成 30 年　3月２３日

甲　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道知事　高橋　はるみ　印

乙１　北海道函館市末広町５番１４号
函館市下水道事業管理者　川越　英雄

乙２　北海道小樽市花園２丁目１１番１５号
小樽市公営企業管理者　水道局長　浅沼　敦

乙３　北海道旭川市上常磐町１丁目
旭川市水道事業管理者　木口　信正

乙４　北海道室蘭市寿町１丁目１１番１６号
室蘭市公営企業管理者　塩越　順一

乙５　北海道釧路市南大通２丁目１番１２１号
釧路市公営企業管理者　土屋　敬視

乙６　北海道帯広市西５条南７丁目１番地
帯広市公営企業管理者　阿部　信一

乙７　北海道北見市桜町２丁目９番地１
北見市公営企業管理者　小林　敬里

乙８　北海道夕張市本町４丁目２番地
夕張市長　鈴木　直道

乙９　北海道岩見沢市鳩が丘１丁目１番１号
岩見沢市長　松野　哲

乙１０　北海道網走市南６条東４丁目
網走市長　水谷　洋一

乙１１　北海道留萌市幸町１丁目１１番地
留萌市長　中西　俊司

乙１２　北海道苫小牧市旭町４丁目５番６号
苫小牧市下水道事業　苫小牧市長　岩倉　博文

乙１３　北海道稚内市中央３丁目１３番１５号
稚内市長　工藤　広

乙１４　北海道美唄市西３条南１丁目１番１号
美唄市長　髙橋　幹夫

乙１５　北海道芦別市北１条東１丁目３番地
芦別市長　萩原　貢

乙１６　北海道江別市萩ヶ岡１番地４
江別市水道事業管理者　佐藤　哲司

乙１７　北海道赤平市泉町４丁目１番地
赤平市長　菊島　好孝

乙１８　北海道紋別市幸町２丁目１番１８号
紋別市下水道事業　紋別市長　宮川　良一

乙１９　北海道士別市東６条４丁目１番地
士別市長　牧野　勇司

乙２０　北海道名寄市大通南１丁目１番地
名寄市長　加藤　剛士

乙２１　北海道三笠市幸町２番地
三笠市長　西城　賢策

乙２２　北海道根室市常盤町２丁目２７番地
根室市下水道事業　根室市長　長谷川　俊輔

乙２３　北海道千歳市東雲町２丁目３４番地
千歳市公営企業管理者　牧野　敏彦

乙２４　北海道滝川市大町１丁目２番１５号
滝川市長　前田　康吉

乙２５　北海道砂川市西６条北３丁目１番地
砂川市公共下水道管理者　砂川市長　善岡　雅文

乙２６　北海道歌志内市字本町５番地
歌志内市長　村上　隆興

乙２７　北海道深川市２条１７番１７号
深川市長　山下　貴史

乙２８　北海道富良野市弥生町１番１号
富良野市長　能登　芳昭

乙２９　北海道登別市中央町６丁目１１番地
登別市長　小笠原　春一

乙３０　北海道恵庭市京町１番地
恵庭市公営企業　恵庭市長　原田　裕

乙３１　北海道伊達市鹿島町２０番地１
伊達市長　菊谷　秀吉

乙３２　北海道北広島市中央４丁目２番地１
北広島市長　　上野　正三

乙３３　北海道石狩市花川北６条１丁目３０番地２
石狩市長　　田岡　克介

乙３４　北海道北斗市中央１丁目３番１０号
北斗市長　　池田　達雄

乙３５　北海道石狩郡当別町白樺町５８番地９
当別町長　　宮司　正毅

乙３６　北海道上磯郡知内町字重内２１番１号
知内町長　　大野　幸孝

乙３７　北海道上磯郡木古内町字本町２１８番地
木古内町長　　大森　伊佐緒

乙３８　北海道亀田郡七飯町本町６丁目１番１号
七飯町長　　中宮　安一

乙３９　北海道茅部郡森町御幸町１４４番地１
森町水道事業管理者　　梶谷　恵造

乙４０　北海道二海郡八雲町住初町１３８番地
八雲町長　　岩村　克詔

乙４１　北海道山越郡長万部町字長万部４５３番地１
長万部町長　　木幡　正志

乙４２　北海道檜山郡江差町字中歌町１９３番地１
江差町長　　照井　誉之介

乙４３　北海道檜山郡上ノ国町字大留１００番地
上ノ国町長　　工藤　昇

乙４４　北海道爾志郡乙部町字緑町３８８番地
乙部町長　　寺島　光一郎

乙４５　北海道奥尻郡奥尻町字奥尻８０６番地
奥尻町長　　新村　卓実

乙４６　北海道瀬棚郡今金町字今金４８番地の１
今金町長　　外崎　秀人

乙４７　北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島６３番地１
せたな町長　　高橋　貞光

乙４８　北海道寿都郡寿都町字渡島町１４０番地１
寿都町長　　片岡　春雄

乙４９　北海道寿都郡黒松内町字黒松内３０２番地１
黒松内町長　　鎌田　満

乙５０　北海道虻田郡ニセコ町字富士見４７番地
ニセコ町長　　片山　健也

乙５１　北海道虻田郡真狩村字真狩１１８番地
真狩村長　　佐々木　和見

乙５２　北海道虻田郡留寿都村字留寿都１７５番地
留寿都村長　　場谷　常八

乙５３　北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別１２３番地
喜茂別町長　　菅原　章嗣

乙５４　北海道虻田郡京極町字京極５２７番地
京極町下水道事業管理者　　山崎　一雄

乙５５　北海道虻田郡倶知安町北１条東３丁目３番地
倶知安町長　　西江　栄二

乙５６　北海道共和町南幌似３８番地の２
共和町長　　山本　栄二

乙５７　北海道岩内郡岩内町高台 134 番地１
岩内町下水道事業　岩内町長　　上岡　雄司

乙５８　北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別１９１番地７
泊村長　　牧野　浩臣

乙５９　北海道古平郡古平町大字浜町４０番地４
古平町長　　貞村　英之

乙６０　北海道余市郡余市町朝日町２６番地
余市町長　　嶋　保

乙６１　北海道余市郡赤井川村字赤井川７４番地２
赤井川村長　　赤松　宏

乙６２　北海道空知郡南幌町栄町３丁目２番１号
南幌町長　　三好　富士夫

乙６３　北海道空知郡奈井江町字奈井江１１番地
奈井江町長　　北　良治

乙６４　北海道空知郡上砂川町字上砂川町４０番地１０
上砂川町長　　奥山　光一

乙６５　北海道夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号
長沼町長　　戸川　雅光

乙６６　北海道夕張郡栗山町松風３丁目２５２番地
栗山町下水道事業　栗山町長　　椿原　紀昭

乙６７　北海道浦臼町字ウラウスナイ１８３番地の１５
浦臼町長　　斉藤　純雄

乙６８　北海道樺戸郡新十津川町字中央３０１番地１
新十津川町長　　熊田　義信

乙６９　北海道雨竜郡沼田町南１条3丁目6番５３号
沼田町長　　金平　嘉則

乙７０　北海道上川郡鷹栖町南１条3丁目5番１号
鷹栖町長　　谷　寿男

乙７１　北海道上川郡東神楽町南１条西１丁目3番2号
東神楽町長　　山本　進

乙７２　北海道上川郡当麻町３条東２丁目１１番１号
当麻町長　　菊川　健一

乙７３　北海道上川郡比布町北町１丁目2番１号
比布町長　　村中　一徳

乙７４　北海道上川郡愛別町字本町１７９番地
愛別町長　　前佛　秀幸

乙７５　北海道上川郡上川町１８０番地
上川町長　　佐藤　芳治

乙７６　北海道上川郡東川町東町１丁目１６番１号
東川町長　　松岡　市郎

乙７７　北海道上川郡美瑛町本町４丁目6番１号
美瑛町長　　浜田　哲

乙７８　北海道空知郡上富良野町大町２丁目2番１１号
上富良野町長　　向山　富夫

乙７９　北海道空知郡中富良野町本町９番１号
中富良野町長　　木佐　剛三

乙８０　北海道空知郡南富良野町字幾寅
南富良野町長　　池部　彰

乙８１　北海道勇払郡占冠村字中央
占冠村長　　田中　正治

乙８２　北海道上川郡和寒町字西町１２０番地
和寒町長　　奥山　盛

乙８３　北海道上川郡剣淵町仲町３７番１号
剣淵町長　　早坂　純夫

乙８４　北海道上川郡下川町幸町６３番地
下川町長　　谷　一之

乙８５　北海道中川郡美深町字西町１８番地
美深町長　　山口　信夫

乙８６　北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目６１番地
増毛町長　　堀　雅志

乙８７　北海道留萌郡小平町字小平町２１６番地
小平町長　　関　次雄

乙８８　北海道苫前郡苫前町字旭３７番地の１
苫前町下水道事業管理者　苫前町長　　森　利男

乙８９　北海道苫前郡羽幌町南町１番地の１
羽幌町長　駒井　久晃

乙９０　北海道天塩郡遠別町字本町3丁目３７番地
遠別町長　　笹川　洸志

乙９１　北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目１４６６番地の１１３
天塩町長　　浅田　弘隆

乙９２　北海道枝幸郡浜頓別町中央南１番地
浜頓別町長　　菅原　信男

乙９３　北海道枝幸郡中頓別町字中頓別１７２番地6
中頓別町長　　小林　生吉

乙９４　北海道枝幸郡枝幸町本町４３２番地１
江差町長　　村上　守継

乙９５　北海道天塩郡豊富町大通り6丁目
豊富町下水道事業者　豊富町長　　工藤　栄光

乙９６　北海道礼文町
礼文町長　　小野　徹

乙９７　北海道利尻郡利尻町沓形字緑町１４番地１
利尻町長　　保野　洋一

乙９８　北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野６番地
利尻富士町長　　田村　祥三

乙９９　北海道天塩郡幌延町宮園町１番地
幌延町長　　野々村　仁

乙１００　北海道網走郡美幌町東２条北２丁目２５番地
美幌町長　　土谷　耕治

乙１０１　北海道網走郡津別町字幸町４１番地
津別町長　　佐藤　多一

乙１０２　北海道斜里郡斜里町本町１２番地
斜里町長　　馬場　　隆

乙１０３　北海道常呂郡置戸町字置戸１８１番地
置戸町長　　井上　久男

乙１０４　北海道常呂郡佐呂間町字永代３番地１
佐呂間町長　　川根　章夫

乙１０５　北海道紋別郡遠軽町１条通北３丁目１番地１
遠軽町長　　佐々木　修一

乙１０６　北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地３１８番地
湧別町長　　石田　昭廣

乙１０７　北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地４条通２丁目１番地
滝上町長　　長屋　栄一

乙１０８　北海道紋別郡興部町字興部７１０番地
興部町長　　硲　一寿

乙１０９　北海道紋別郡西興部村字西興部１００番地
西興部村長　　菊池　博

乙１１０　北海道紋別郡雄武町字雄武７００番地
雄武町長　　中川原　秀樹

乙１１１　北海道網走郡大空町女満別西３条４丁目１番１号
大空町長　　山下　英二

乙１１２　北海道虻田郡豊浦町字船見町１０番地
豊浦町長　　村井　洋一

乙１１３　北海道白老郡白老町大町１丁目１番１号
白老公共下水道管理者　白老町長　　戸田　安彦

乙１１４　北海道勇払郡厚真町京町１２０番地
厚真町長　　宮坂　尚市朗

乙１１５　北海道虻田郡洞爺湖町栄町５８番地
洞爺湖町長　　真屋　敏春

乙１１６　北海道勇払郡安平町早来大町９５番地
安平町長　　瀧　孝

乙１１７　北海道勇払郡むかわ町美幸２丁目８８番地
むかわ町長　　竹中　喜之

乙１１８　北海道沙流郡日高門別本町２１０番地の１
日高町長　　三輪　茂

乙１１９　北海道新冠郡新冠町字北星町３番地の２
新冠町長　　鳴海　修司

乙１２０　北海道浦河郡浦河町築地１丁目３番１号
浦河町長　　池田　拓

乙１２１　北海道様似郡様似町大通１丁目２１番地
様似町長　　坂下　一幸

乙１２２　北海道幌泉郡えりも町字本町２０６番地
幌泉郡えりも町長　　大西　正紀

乙１２３　北海道日高郡新ひだか町静内御幸町３丁目２番５０号
新ひだか町長　　酒井　芳秀

乙１２４　北海道河東郡音更町元町２番地
音更町長　　小野　信次

乙１２５　北海道河東郡士幌町字士幌２２５番地
士幌町　　小林　康雄

乙１２６　北海道河東郡上士幌町字上士幌東３線２３８番地
上士幌町長　　竹中　貢

乙１２７　北海道河東郡鹿追町東町１丁目１５番地１
鹿追町長　　吉田　弘志

乙１２８　北海道上川郡新得町３条南４丁目２６番地
新得町長　　浜田　正利

乙１２９　北海道上川郡清水町南４条２丁目２番地
清水町長　　阿部　一男

乙１３０　北海道河西郡芽室町東２条２丁目１４番地
芽室町長　　宮西　義憲

乙１３１　北海道河西郡中札内村大通南２丁目３番地
中札内村下水道事業管理者　　森田　匡彦

乙１３２　北海道河西郡更別村字更別南１線９３番地
更別村長　　西山　猛

乙１３３　北海道広尾郡大樹町東本通３３番地
大樹町長　　酒森　正人

乙１３４　北海道広尾郡広尾町西４条７丁目１番地１
広尾町長　　村瀬　優

乙１３５　北海道中川郡幕別町本町１３０番地１
幕別町長　　飯田　晴義

乙１３６　北海道池田町字西１条７丁目
池田町長　　勝井　勝丸

乙１３７　北海道中川郡豊頃町茂岩本町１２５番地
豊頃町長　　宮口　孝

乙１３８　北海道中川郡本別町北２丁目４番地１
本別町長　　髙橋　正夫

乙１３９　北海道足寄郡足寄町北１条４丁目４８番地１
足寄町長　安久津　勝彦

乙１４０　北海道足寄郡陸別町字陸別東１条３丁目１番地
陸別町長　　野尻　秀隆

乙１４１　北海道十勝郡浦幌町字桜町１５番地６
浦幌町長　　水澤　一廣

乙１４２　北海道釧路郡釧路町別保１丁目１番地
釧路町長　　佐藤　広高

乙１４３　北海道厚岸郡厚岸町真栄３丁目１番地
厚岸町長　　若狭　靖

乙１４４　北海道厚岸郡浜中町霧多布東４条１丁目３５番地１
浜中町長　　松本　博

乙１４５　北海道川上郡標茶町川上４丁目２番地
標茶町長　　池田　裕二

乙１４６　北海道川上郡弟子屈町中央２丁目３番１号
弟子屈町長　　徳永　哲雄

乙１４７　北海道白糠郡白糠町西１条南１丁目１番地１
白糠町公共下水道管理者　白糠町長　　棚野　孝夫

乙１４８　北海道野付郡別海町別海常磐町２８０番地
別海町長　　曽根　興三

乙１４９　北海道標津郡中標津町丸山２丁目２２番地
中標津町長　　西村　穣

乙１５０　北海道標津郡標津町北２条西１丁目１番３号
標津町長　　金澤　瑛

丙　　東京都千代田区岩本町２丁目５番１１号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長　　長谷川　健司　　印

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目

（趣旨等）
第１　この実施細目は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第 13 条の第１項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
２　協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、丙から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

（定義）
第２　この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（復旧支援の対象施設）
第３　協定による復旧支援は、北海道内の下水道管路施設の復旧支援を主とする。なお、乙の行政区域内の集落排水施設等下水道類似施設の管路施設等が被災し、乙から丙に復旧支援の要請があった場合は、協定を準用することができるものとする。

（復旧支援の内容）
第４　丙が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災自治体から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）
（１）緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。
（２）緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。
（３）応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。
（４）一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
（５）二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。
２　復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、丙は甲又は乙の指示に従うものとする。特に、甲又は乙から他の事業者等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

（甲の事務局を介して行う復旧支援の要請）
第５　甲又は乙は、第２に規定する災害発生時において、協定第２条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第２条及び第１０条の規定により、甲又は乙の復旧支援要請窓口（甲の事務局）である北海道建設部まちづくり局都市環境課公園下水道担当課長（以下「公園下水道担当課長」）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第１）により要請することができるものとする。
２　前項の規定に基づき甲又は乙から要請を受けた公園下水道担当課長は、丙の窓口（丙の事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部会長（以下「支部会長」という。）に対し、文書（様式第２）により速やかに復旧支援を要請するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難い場合は、電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、この場合は事後において速やかに文書（様式第２）を提出するものとする。

（乙が自ら行う復旧支援の要請）
第６　乙は、第２に規定する災害発生時において、協定第２条に規定する復旧支援の実施を甲の事務局への要請なしに必要だと判断した場合は、協定第 2 条及び第 10 条の規定により、自ら支部会長に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第３）を提出するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難い場合は、電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、この場合は事後において速やかに文書（様式第３）を提出するものとする。
３　乙が前項の規定により要請したときは、公園下水道担当課長に対し、要請の内容を文書（様式第４）により報告するものとする。

（復旧支援に要する費用）
第７　甲又は乙は、第５の１項の規定に基づく復旧支援の業務を丙に要請したときは、支援内容を協議のうえ、遅滞なく丙と委託契約を締結するものとする。
２　費用の価格決定にあたっては、丙の具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲又は乙に提出し、甲又は乙と協議して定める。業務終了後、丙は業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は丙の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（労災及び損害補償など）
第８　丙が実施する復旧支援活動において、丙の協会会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、丙の協会員の労災保険より補償するものとする。
２　丙が実施する復旧支援活動において、甲、乙及び丙の責に帰さない理由により、第三者に損害を与えた場合、又は丙に損害が生じた場合は、丙は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び丙は協議して定めるものとする。
３　丙が実施した復旧支援活動において、瑕疵があった場合、甲又は乙は丙に修補を命ずることができる。
４　前項の請求は甲又は乙と丙が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。
５　復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、丙が自ら宿泊先を確保するものとする。

（復旧支援の終了報告）
第９　協定第５条第１項の規定による丙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。
（１）出動場所及び出動時間
（２）出動人員
（３）使用した資機材
（４）その他必要な事項

（連絡窓口）
第１０　この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

（附則）
この実施細目は、平成 30 年　３月２３日から施行する。

様式第１（実施細目第５関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

北海道建設部まちづくり局都市環境課
公園下水道担当課長
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

市町村長名 又は 下水道管理者名　印
(乙の番号)

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第５の規定に基づき、次のとおり要請します。

１　災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

２　支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

３　支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

４　支援活動内容

５　要請担当者及び連絡先

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E－mail 公用：
E－mail 携帯：

６　その他

様式第２（実施細目第５関係）

都環　第　　号
平成　　年　　月　　日

（公社）日本下水道管路管理業協会
北海道支部　支部長　様
（復旧支援協力に係る丙の事務局）

北海道建設部まちづくり局都市環境課
公園下水道担当課長　　印
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第５の規定に基づき、次のとおり要請します。

１　復旧支援協力要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。
※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

２　その他

甲の事務局の担当者

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E－mail 公用：
E－mail 携帯：

様式第３（実施細目第６関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

（公社）日本下水道管路管理業協会
北海道支部　支部長　様
（復旧支援協力に係る丙の事務局）

市町村長名 又は 下水道管理者名　印
(乙の番号)

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第６の規定に基づき、次のとおり要請します。

1　災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

2　支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

3　支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

4　支援活動内容

5　要請担当者及び連絡先

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E－mail 公用：
E－mail 携帯：

6　その他

様式第４（実施細目第６関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

北海道建設部まちづくり局都市環境課
公園下水道担当課長
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

市町村長名 又は 下水道管理者名　印
(乙の番号)

復旧支援協力の要請報告書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第６の規定に基づき、次のとおり丙の事務局へ支援要請したことを報告します。

1　災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

2　支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

3　支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

4　支援活動内容

5　要請担当者及び連絡先

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E－mail 公用：
E－mail 携帯：

6　その他